

ごみステーションに出す  
場合の注意点

- 「わが家のごみ収集カレンダー」を確認して、決められた収集日（曜日）に決められた種類のごみを出しましょう。
- 可燃ごみや不燃ごみは各家庭に配られたごみ処理券（シール）を貼って出しましょう。
- 45リットルサイズ以下で中身が見える透明な袋を使いましょう。
- お住いの地区のごみステーションに朝8時30分までに出しましょう。
- ごみステーションはお住いの町内会が管理していますので、違う地区には出さないようにしましょう。

大量になる場合は  
直接持ち込むこともできます

- ▶ 資源リサイクルセンター（三福寺町）  
月～土曜日（祝日含む）  
午前8時30分～正午、午後1時～4時
- ▶ 久々野クリーンセンター（久々野町）  
月～金曜日（祝日含む）  
午前8時30分～正午、午後1時～4時

問合先 資源リサイクルセンター ☎35-1244  
久々野クリーンセンター ☎52-2378  
生活環境課 ☎35-3138

また、市では法に基づき「障がいがある方に対する「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的な配慮の提供」を行うよう努めなくてはなりません。

また、市では法に基づき「障がいがある方に対する「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的な配慮の提供」を行うよう努めなくてはなりません。

3 「合理的な配慮の提供」とは？

むこと

障がいがある方から配慮を求められた場合、過重な負担にならない範囲で必要な工夫をすることです。

1 法律の概要

「障害者差別解消法」は市や県、国などの行政機関や会社、お店などの民間事業者が、障がいがある方に対する「障がい」を理由とする「差別をなくすための法律です。

2 「不当な差別的取扱い」とは？

正当な理由がないのに、障がいを理由にサービスの提供を拒否したり、障がいのない方にはつけない条件をつけたりすることです。

【例】障がいがあるという理由で講演会やイベントなどへの参加を拒むこと

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
障害者差別解消法が施行（シリーズ1）

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律

具体的な場面や状況に応じて異なり、多様で個性が高いものなので、柔軟に対応することが必要です。

【例】知的障がいがある方に、漢字にはルビをふたつ資料などを用意する

市内で障がいがある方や  
ご家族の声

- …障がいの特性や個性を知ってほしいと思っています。
- …最初から差別感を持たないでほしいです。差別の前に無理解があるように感じることがあります。

問合先 福祉課 ☎35-3365  
FAX 35-3165  
Mail: fukushi@city.takayama.lg.jp

入院時食事療養費が変わります

問合先 市民課 ☎35-3137

入院している患者の方は、食事1食あたり260円の食材費を負担いただいておりますが、自宅で療養している方には、食材費に加えて調理費も負担いただいております。

平成30年度からは、食事1食あたりの負担額が同じになるよう、入院時の食事代は調理費を加えた負担額に変更されます。詳しくは右記のとおりです。

なお、平成28年～29年度の2年間は経過措置として、一般所得の方の1食あたりの負担額は360円です。

【現行】		【平成30年度】	
	負担額 (1食)		負担額 (1食)
一般所得	260円	一般所得	460円
低所得Ⅱ (住民税非課税)	210円	低所得者は据え置き	
低所得Ⅰ (住民税非課税で 一定所得以下)	100円		

※指定難病、小児慢性特定疾患の患者の方は負担額が据え置かれます。  
※平成28年4月1日現在、すでに1年を超えて精神病床に入院している患者の方の負担額も据え置かれます。